

京都市告示第 12 号

平成20年4月1日京都市告示第35号の一部を、河川法第16条の3第2項の規定により、次のように改めます。

平成30年4月2日

京都市長 門川大作

第1項「河川の名称及び区間」、第2項「河川工事の内容」及び第3項「河川工事の期間」を次のとおり改めます。

1 河川の名称及び区間

名 称		区 間		
事業名	河川名	上 流 端	下 流 端	延 長
都市基盤 河川改修 事業	七瀬川	京都市伏見区深草小久保町 500番地の11地先（新門丈 橋上流100m）	京都市伏見区竹田狩賀 町地内東高瀬川合流点	950m
	新谷口橋 遊水地	京都市伏見区深草大亀谷東 久法寺町4番地の5地先	京都市伏見区深草大亀 谷東久法寺町1番地の2 地先	145m

2 河川工事の内容

七瀬川 : 二層式河川整備 L = 950m

新谷口橋遊水地 : 遊水地整備 N = 1箇所, L = 145m

3 河川工事の期間

平成4年1月30日から平成40年3月31日

参考

平成20年4月1日京都市告示第35号

1 河川の名称及び区間

名 称		区 間		
事業名	河川名	上 流 端	下 流 端	延 長
七瀬川	七瀬川	京都市伏見区深草小久保町 500番地の11地先(新門丈橋 上流100m)	京都市伏見区竹田狩賀 町地内東高瀬川合流点	950m
	新谷口橋 遊水地	京都市伏見区深草大亀谷東 久法寺町4番地の5地先	京都市伏見区深草大亀 谷東久法寺町1番地の2 地先	145m

2 河川工事の内容

都市基盤河川改修事業

3 河川工事の期間

平成4年1月30日から平成30年3月31日

(建設局土木管理部河川整備課)